

協議・確認

■「交通政策事業の取扱いについて」

協議確認内容

- 1．交通安全運動については、現行のとおり新町に引き継ぎ、活動内容は新町において調整する。
- 2．交通安全シルバーキャラバン隊については、現行のとおり新町に引き継ぎ、活動内容は新町において調整する。
- 3．交通安全推進員については、現行のとおり新町に引き継ぎ、活動内容は新町において調整する。
- 4．交通安全指導員については、秦荘町の例により新町に引き継ぎ、活動内容、人数、任期は合併時まで調整する。
- 5．放置自転車等の防止については、愛知川町の例により新町に引き継ぐ。

以上が協議・確認されました。

提案 協議 3 9 号 交通政策事業の取扱い

	秦荘町の現状	愛知川町の現状	具体的な調整方針（案）
交通安全シルバーキャラバン隊	○各字老人クラブから 1 名選任 1 年任期 2 2 名	○各字老人クラブから 1 名選任 1 年任期 2 3 名	現行のとおり新町に引き継ぎ、活動内容は新町において調整する。
交通安全推進員	○各自治会から 1 名ずつ選任 1 年任期 2 8 名	○各自治会から 1 名ずつ選任 1 年任期 2 9 名	現行のとおり新町に引き継ぎ、活動内容は新町において調整する。
交通指導員	○秦荘町交通指導員設置条例により委嘱 任期：町職員 6 年 企業 3 年 人数：8 人	○町職員を委嘱 任期：2 年 人数：8 人	秦荘町の例により新町に引き継ぎ、活動内容、人数、任期は合併時まで調整する。
放置自転車等の防止	なし	○自転車の駐車秩序ならびに自転車駐車場設置に関する条例 放置禁止区域の指定 愛知川駅前一带	愛知川町の例により新町に引き継ぐ。